

都市農地保全を推進するための要望

都市における農業・農地は、都市生活をより豊かにするものであり、これからの快適な都市生活に必要な不可欠なものです。

平成27年4月に都市農業振興基本法が成立し、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が法に位置付けられました。平成29年には、生産緑地法が改正され、生産緑地の下限面積等が緩和されました。平成30年6月には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されました。こうした新たな制度は、都市農地の保全を大きく前進させるものと考えています。

私たち、人口980万人超を有する都市農地保全推進自治体協議会は、法制度の改正を最大限に活かして、都市農地の減少を食い止め、豊かさや潤いを実感できる都市環境を次世代に残すよう努めてまいります。今後とも関係省庁と連携し、下記の具体的な施策を実現されますようお願いいたします。

記

- 1 防災井戸や備蓄倉庫などの防災施設、農産物の直売所や加工施設、農機具倉庫などの農業用施設、農家レストランおよび屋敷林の用地に相続税納税猶予制度の適用を拡大すること。
- 2 基礎自治体が、農地を買い取る場合に財政支援策を講じること。
- 3 農業経営を開始したい就農希望者や農地を拡大したい農業者への農地確保に対する財政支援策を講じること。